

## 香川県産業技術センター受託研究要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）が、香川県の行政機関以外の者（以下「企業等」という。）から、委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (受託の範囲)

第2条 受託する研究は、次に掲げる研究に限る。

- (1) 当該企業等における技術の高度化及び新製品の開発等を促進すると認められる研究
- (2) 当該企業等における技術の改善にセンターの施設又は機器若しくは専門技術が必要であると認められる研究
- (3) 前各号に掲げる以外の研究であって、特に必要又は有益であるとセンター所長（以下「所長」という。）が認めるもの

### (受託の制約)

第3条 研究の目的が、司法上の証拠として用いることが予想される場合等所長が適当でないと認める研究は、受託しない。

- 2 研究の内容がすでに異なる企業等から受託した研究と同じ内容の研究は、受託しない。

### (申請)

第4条 センターに研究を委託しようとする企業等は、「受託研究申請書」（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

### (契約)

第5条 所長は、研究を受託することが適当であると認めるときは、委託する企業等（以下「委託者」という。）と受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結する。また、研究の受託を認めないと判断したときは、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- 2 所長は、研究を受託しようとするときは、研究の目的、内容、受託研究に要する費用（以下「受託料」という。）、研究の実施期間その他研究の受託に必要な事項を記した「受託研究契約書」（様式第2号）又は、それにより難い場合は準ずる内容を記載した書面（以下「契約書」という。）を委託者と交わすものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長は、受託料が30万円以下の契約については、委託者の同意を得て契約書を省略することができる。その場合、所長は、「研究受諾書」（様式第3号）を発行する。なお、当該研究受諾書の発行をもって、受託研究契約が成立したものとする。

### (委託者の派遣員)

第6条 所長は、研究内容により委託者の職員を委託者の費用負担により研究補助員として受け入れることができる。

- 2 委託者は、職員を派遣するとき、所長に「誓約書」（様式第4号）を派遣の日までに提出し承認を受けるものとする。

### (受託料)

第7条 受託料は、研究の内容に応じ、受託料算定基準（別紙1）に基づき、受託料算定書（別紙2）により算定するものとする。

### (受託料の納入)

第8条 委託者は、受託研究の契約成立後、研究開始の前日までに、受託料を、香川県の所定の納入通知書により納入しなければならない。ただし、委託者が国、独立行政法人、地方公共団体等の場合で、所長が適当と認めるときには、受託研究終了後に納入することができるものとする。

- 2 県は、一旦納入を受けた受託料は返還しない。

(研究用資材等の提供)

第9条 委託者は、受託研究に必要な資材及び設備を所長に提供することができる。

- 2 委託者は、研究用資材及び設備を提供する場合、その費用を無償とし、搬入及び搬出に要する費用も負担する。

(協力)

第10条 委託者は、所長が当該受託研究を円滑に推進するために必要な資料及び既に知り得た技術知見の提出を求めたとき、誠意をもってこれに協力するものとする。

(受託研究の遂行)

第11条 所長は、必要に応じ委託者と協議しながら受託研究を遂行する。

(研究の中止)

第12条 所長は、天災その他やむを得ない理由により受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究を中止することができる。その場合、中止した受託研究の取扱いについては委託者と協議するものとする。

- 2 所長は、研究用資材及び設備の提供が申請書に記載されている場合に、委託者から必要な時期に、それらの提供が行われなときは研究の一部又は全部を中止することができる。
- 3 委託者は、研究の一部又は全部の中止を申請することができる。

(研究の遅延)

第13条 所長は、受託研究を契約に定める研究期間内に完了することができない場合には、委託者に遅延の理由、終了時期を示し、その取扱いを協議する。

(研究の早期終了)

第14条 所長は、受託研究が契約期間内に終了した場合、その旨を委託者に速やかに報告し、その取扱いについて協議するものとする。

(進捗状況の報告)

第15条 所長は、受託研究の進捗状況について、委託者の請求により遅滞なく報告するものとする。

(研究結果の報告)

第16条 所長は、委託者に受託研究終了後速やかに「研究終了報告書」(様式第5号)を提出し、あわせて研究結果を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第17条 所長は、委託者の同意(様式第6号・「公表承諾書」)を得て、受託研究の結果を公表できるものとする。

- 2 所長は、受託研究の内容について公表するときは、委託者と協議するものとする。
- 3 委託者は、前項の協議において、業務に支障のない限り積極的に協力するものとする。

(受託料により取得した物品等の帰属)

第18条 委託者から納入された受託料により取得した物品等は、香川県に帰属する。

(特許権等の取扱い)

第19条 受託研究の結果、発明が生じた場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、当該発明の技術的課題を実質的に解決した者が有するものとする。

- 2 センターの職員が当該受託研究の結果、独自に発明をしたときは、特許を受ける権利は当該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権(以下「特許権等」という。)は、職員の職務発明に関する規則(昭和60年香川県規則第27号)の定めるところにより県が承継することができる。
- 3 所長は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったこ

とについて事前に委託者の同意を得るものとする。

(共同出願)

第 20 条 県は、センターの職員及び委託者に属する職員が共同して発明をしたときは、センターの職員から特許権等を承継し、共同出願するものとする。

- 2 前項の共同出願にあたっては、県は、委託者と協議の上、共同出願契約を締結する。
- 3 県と委託者との共同発明に係る特許権等は、県及び委託者のそれぞれの持分に応じて共有とする。
- 4 緊急に特許出願を行う必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、センターの職員は、委託者と共同出願契約を締結し、共同で出願することができる。
- 5 前項に規定する場合において、県が当該特許権等をセンターの職員から譲渡を受けたときは、県は、センターの職員の委託者に対する契約上の地位を承継するものとする。

(優先実施権)

第 21 条 県は、第 19 条第 2 項の規定により出願した発明（以下「単独発明」という。発明については、特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。以下同じ。）を委託者に優先的に実施させることができる。

- 2 県は、前条第 1 項又は第 4 項の規定により共同で出願した発明（以下「共有発明」という。）を委託者又は委託者の指定する者に優先的に実施させることができる。
- 3 前二項の規定による優先的な実施の期間は、当該特許出願の日から 5 年を超えない範囲内とする。ただし、委託者が正当な理由なく本発明を実施しない場合及び第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

(実施料)

第 22 条 委託者は、単独発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を、県に支払わなければならない。

- 2 県及び委託者は、共有発明を実施しようとするときは、相互に、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。
- 3 共有発明について委託者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び委託者に帰属するものとする。

(共有に係る特許権等の出願料等)

第 23 条 共有に係る特許権等に関する出願料、特許料等に関する費用の負担については、県及び委託者で協議するものとする。

(準用)

第 24 条 第 19 条から第 23 条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(補則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、受託研究に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

6 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

7 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

8 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

# 受託研究申請書

年 月 日

香川県産業技術センター所長 殿

申請者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

香川県産業技術センター受託研究要綱第4条の規定により、下記の研究を委託したいので申請します。

## 記

- 研究題目：
- 研究目的：
- 研究内容：
- 希望する研究期間：  
年 月 日 から 年 月 日まで
- 希望する委託料：  
円
- 研究用資材及び設備等の提供  
名称：  
期間： 年 月 日 から 年 月 日まで
- センターへ派遣する研究補助員の職・氏名：
- 当該研究において保有する既知見：
- その他  
香川県産業技術センター受託研究要綱の規定を遵守します。

(様式第2号)

## 受託研究契約書

研究の実施について、受託者 香川県 (以下「甲」という。) と委託者 ○○○○株式会社 (以下「乙」という。) とは、香川県産業技術センター受託研究要綱第5条に基づき、次の条項によって受託研究 (以下「研究」という。) の契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次の研究を実施する。

1. 研究題目
2. 研究目的及び内容
3. 契約金額 (受託料) 円 (うち消費税及び地方消費税の額 ○○円)
4. 研究担当者  
香川県産業技術センター  
(部門・所名、職名、氏名を記入)
5. 実施場所
6. 実施方法

(実施期間)

第2条 研究の実施期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする。

(受託料の納入)

第3条 乙は、受託料○○○, ○○○円を、 年 月 日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 甲は、前項の規定により納入を受けた受託料は返還しない。

(延滞金)

第4条 乙が前条に定める期日までに受託料を納入しないときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき納期限の翌日における民法 (明治29年法律第89号) 第404条に定める法定利率で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

\* (研究補助員の派遣)

第5条 乙はその負担において、(様式第2号の1)の研究補助員を○年○月○日から○年○月○日まで、甲の研究実施場所に派遣する。その際、乙は、当該研究補助員の誓約書 (様式第4号) を派遣の開始までに甲に提出するものとする。

\* (研究用資材の提供)

第6条 乙は実施期間初日までに、(様式第2号の2)に掲げる研究用資材を甲に無償で提供する。また、搬入、搬出に要する費用は乙の負担とする。

\* (研究用設備の提供)

第7条 乙は実施期間初日までに、(様式第2号の3)に掲げる研究用設備を甲に提供する。また、搬入、搬出及び据付、撤去に要する費用は乙の負担とする。

(協力)

第8条 乙は、甲が研究を円滑に推進するために必要な資料及び既に知り得た技術知見の提出を求めたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。

(受託研究の遂行)

第9条 甲は、必要に応じ、乙と協議しながら受託研究を遂行するものとする。

(研究の中止)

第 10 条 甲は天災その他やむを得ない理由により研究の継続が困難となったときは、研究を中止することができる。この場合、中止した研究の取扱いについては乙と協議するものとする。

\* 2 甲は、第 6 条に規定した研究用資材、又は第 7 条に規定した研究用設備が、必要な時期に提供されないときは、研究の一部又は全部を中止することができる。

(研究の遅延)

第 11 条 甲は、第 2 条で定めた研究実施期間内に、研究を完了することができなかつた場合には、遅延した理由、終了時期を示し、乙とその取扱いを協議するものとする。

(研究の早期終了)

第 12 条 甲は、第 2 条で定めた研究実施期間内に乙が委託した研究を完了した場合は、その旨を速やかに乙に報告し、その取扱いについて乙と協議するものとする。

(進捗状況の報告)

第 13 条 甲は、研究の進捗状況について、乙の請求により、遅滞なく乙に報告するものとする。

(研究結果等の報告)

第 14 条 甲は、研究終了後速やかに、「研究終了報告書」(様式第 5 号)により、研究結果を乙に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第 15 条 甲は、乙の書面(様式第 6 号)による事前の承諾を得た場合に限り、研究成果の内容及び公表方法を甲乙協議にて定めようとして、研究成果を公表できるものとする。

2 前項の承諾を得なければならない期間は、第 2 条の研究の実施期間初日から研究終了後(または研究中止後) 5 年間とする。

(受託料により取得した物品等の帰属)

第 16 条 乙が納入した研究受託料により甲が取得した物品等は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、受託期間終了後においても準用する。

(特許権等の取扱い)

第 17 条 甲に属する研究担当者が、研究実施過程において独自に発明を行ったときは、特許を受ける権利は当該研究担当者が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権(以下「特許権等」という。)は、職員の職務発明に関する規則(昭和 60 年香川県規則第 27 号)により甲が承継するものとする。

2 甲は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前に乙の同意を得るものとする。

3 乙に属する研究担当者が研究実施過程において独自に発明をしたときは、特許を受ける権利は乙に帰属するものとする。

4 乙は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前に甲の同意を得るものとする。

(共同出願)

第 18 条 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が共同して発明したとき、又は乙固有の知見或いは発明をもとに甲に属する研究担当者が発明を行ったときは、当該発明に係る特許出願は共同して行うものとする。

2 前項の規定により共同出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

3 甲と乙との共同発明に係る特許権等は、甲及び乙のそれぞれの持分に応じて共有とする。

4 緊急に特許出願を行う必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、甲に属する研究担当

者は、乙と共同出願契約を締結し、共同で出願することができる。

- 5 前項に規定する場合において、甲が当該特許権等を甲に属する研究担当者から譲渡を受けたときは、甲は、甲に属する研究担当者の乙に対する契約上の地位を承継するものとする。

#### (優先実施権)

第19条 甲は、第17条第1項の規定により出願した発明（以下「単独発明」という。発明については、特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。以下同じ。）を乙に優先的に実施させることができる。

- 2 甲は、前条第1項又は第4項の規定により共同で出願した発明（以下「共有発明」という。）を乙又は乙の指定する者に優先的に実施させることができる。
- 3 前二項の規定による優先的な実施の期間は、当該特許出願の日から5年を超えない範囲内とする。ただし、乙が正当な理由なく本発明を実施しない場合及び第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

#### (実施料)

第20条 乙は、単独発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を、甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、共有発明を実施しようとするときは、相互に、別に締結した実施契約で定める実施料を支払わなければならない。
- 3 共有発明について乙以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、甲及び乙に帰属するものとする。

#### (共有に係る特許権等の出願料等)

第21条 共有に係る特許権等に関する出願料、特許料等に関する費用の負担については、甲及び乙で協議するものとする。

#### (準用)

第22条 第17条から第21条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

#### (秘密保持)

第23条 甲は、乙より開示又は提供された技術情報、営業情報、資材等を、乙の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示、漏洩してはならず、かつ研究の目的以外に使用してはならない。

#### (契約の解除)

第24条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相手方にその旨通知し、相手方に通知後30日以内にその事態が回復されない場合には、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。
- ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織



の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。) であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第 25 条 甲及び乙は、契約の履行に当たって、暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに相手方に報告するとともに、所轄の警察署長に届け出なければならない。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに相手方に報告するとともに、所轄の警察署長に被害届を提出しなければならない。

(契約の費用)

第 26 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 27 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 香川県高松市郷東町 587-1  
香川県  
香川県産業技術センター所長 ○○ ○○ 印

乙 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

\* (様式第2号の1)

乙は、その負担において次の研究補助員を派遣する。

派遣者氏名：

商号又は名称

社員 ○○ ○○

\* (様式第2号の2)

乙は、その負担において次の研究用資材を無償で提供する。

資材名：

\* (様式第2号の3)

乙は、その負担において次の研究用設備を無償で提供する。

設備名：

\*の条項は、不用の際は省略し、以下の条項の番号を順次繰りあげる。

## 研究受諾書

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名 様

香川県産業技術センター  
所長 〇〇 〇〇 印

貴殿から申請のあった受託研究については、下記のとおり受諾します。  
なお、香川県産業技術センター受託研究要綱第5条第3項の規定により、本研究受諾書を「受託研究にかかるとする契約書」に代えます。

### 記

- 研究題目：
- 研究目的：
- 研究内容：
- 研究期間：  
年 月 日 から 年 月 日まで
- 契約金額（受託料）： 円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇円）
- 提供を受ける研究用資材及び設備：  
名称  
期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 担当する研究員の所属・職・氏名：
- 受け入れる研究補助員の職・氏名：
- 当該研究において保有する既知見：
- その他

実施に当たっては、香川県産業技術センター受託研究要綱の規定を遵守すること。

(様式第4号)

## 誓約書

貴センターに、研究補助員として入所するにあたり、その期間中、貴センターの諸規程を遵守いたしますとともに、下記の事項についてその責を一切負い、貴センターに対して負担をかけることを誓約します。

1. 実験及び研究中の本人の責に帰すべき機器等の損傷の場合
2. 実験及び研究中の本人の責に帰すべき負傷又は事故の場合

なお、私の経歴は次のとおりです

1. 勤務先（学生の場合は、在籍学部又は学科名）
2. 勤続年数（学生の場合は、学年）
3. 主な担当業務（学生の場合は、専攻）

年 月 日

本人

氏名

保証人

住所又は所在地

商号又は名称

職・氏名

(様式第5号)

# 研究終了報告書

番 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者職・氏名 様

香川県産業技術センター  
所 長 ○○ ○○

受託研究が終了したので、受託研究契約書 第 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 研究題目
- 2 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 研究担当者名
- 4 受託研究報告書 別添のとおり

.....  
(受託研究報告書様式)

## 受託研究報告書

[ 研 究 題 目 ]

「○○○○」

[ 実 施 期 間 ]

年 月 日 ～ 年 月 日

年 月

香川県産業技術センター

(様式第6号)

## 公表承諾書

年 月 日

香川県産業技術センター  
所 長 ○○ ○○ 様

商号又は名称  
代表者職・氏名

記

年 月 日付けで受託研究契約をいたしました「」の公表を  
承諾いたします。

## 受託料算定基準

香川県産業技術センター受託研究要綱第7条に規定する受託料の算定基準は、次のとおりとする。

直接経費 + 間接経費

【直接経費】… 研究開発に直接必要な経費

( 人件費 + 旅費 + 物品費 + 設備使用費 + その他 )

### 1 人件費

人件費は、受託研究を担当する職員（以下「担当者」という。）の給与に関係なく、実施前年度における香川県職員の平均年間給与総額の時間当たりの平均単価（税込）に、担当者が受託研究に従事する延実働時間数を乗じた額とする。

人件費（円／時間）＝ $\frac{\text{香川県職員の時間当たりの平均単価(税込)} \times \text{延実働時間数}}{\text{香川県職員の時間当たりの平均単価(税込)}}$

$$\left[ \text{香川県職員の時間当たりの平均単価(税込)} = \frac{\text{香川県職員の平均年間給与総額} \times 1.1}{38.75 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週} - 7.75 \text{ 時間} \times 18 \text{ 日}} \right]$$

「香川県職員の平均年間給与総額」とは、予算課が算定する最新の「手数料の積算根拠とする人件費」である。

### 2 旅費

当該研究の実施に要する担当者の調査研究旅費については、「職員の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）」に基づき算出した額の合計に1.1を乗じる額とする。

### 3 物品費

物品費は、受託研究に使用する資材等の物品費一切をいい、その価格は契約時の通常の市場価格（税込）の合計に1.1を乗じる額とする。但し、入手困難なものについては、委託者負担として物品費から除くものとする。

### 4 設備使用費

設備使用費は、香川県使用料手数料条例及び香川県産業技術センター規則で規定する額とする。

### 5 その他

研究開発に直接必要な経費のうち上記以外のもの。（税込）

直接経費の各費目の算出において生じた10円未満の端数は切り捨てる。

【間接経費】… 研究開発の実施に伴う管理等に必要な経費（総務費、役務費、光熱水費等）

原則として、直接経費の合計 × 10%

但し、研究内容により上記の積算では、著しく管理費が不足する場合又は、明らかに所要額を超える額となる場合には、センターが理由を付して、0～30%の範囲で割合を増減する。

【受託料】… 直接経費と間接経費の合計の千円未満を切り捨てた額とする。

## 受託料算定書

委託者名			
研究題目			
研究担当者		職・氏名	
項 目		経費(円・税込)	明 細 (円・税込)
直 接 経 費	人 件 費		
	旅 費		
	物 品 費		
	設備使用費		
	そ の 他		
	直接経費合計 (a)		
間 接 経 費 (b) ( a × % )			
合 計 ((a) + (b))			
受 託 料 (合計の千円未満切り捨て)			

(注) ア 直接経費の各費目の算出において生じた 10 円未満の端数は切り捨てる。